

お客さま 各位

各種預金規定改定のお知らせ

島根中央信用金庫では、別途ご案内のとおり、令和3年7月1日（木）より未利用口座管理手数料を新設いたします。これに伴い、下記のとおり各種預金規定を改定いたします。

記

1. 改定の内容

令和3年7月1日（木）より未利用口座管理手数料を新設することに伴い、以下の条項を新設いたします。

なお、本規定は下記2. に掲げる規定に新設いたします。

<p><例> 普通預金規定（未利用口座管理手数料「条項の新設」）</p>
<p>（略）</p>
<p>20. <u>（未利用口座管理手数料）</u></p>
<p><u>（1）当金庫が定める下記の条件のもと、一定期間、利息決算以外の預入または払戻し（未利用口座管理手数料の引き落としを除く）がない場合には、未利用口座となります。</u></p>
<p><u>・残高1万円未満</u></p>
<p><u>・定期性預金およびお借入れがない場合</u></p>
<p><u>・投資信託の指定口座としての利用でない場合</u></p>
<p><u>・外貨預金口座でない場合</u></p>
<p><u>・出資会員でない場合</u></p>
<p><u>・19歳以上の場合</u></p>
<p><u>（2）未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p>
<p><u>（3）この預金口座が未利用口座になった場合、お届けのご住所宛に書面を郵送いたします。発送後、3ヶ月間ご利用なき場合、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落としができるものとします。</u></p>
<p><u>（4）前3項で引落した未利用口座管理手数料は、返却しません。</u></p>
<p><u>（5）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高金額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。</u></p>
<p>21. <u>（準拠法令、合意管轄）</u></p>
<p>（以下略）</p>

2. 改定する預金規定および改訂箇所

	未利用口座管理手数料 (新設)	規定の変更 (項番の変更)
普通預金規定 (無利息型普通預金を含む)	第20条	第20条→第21条
貯蓄預金規定	第21条	第21条→第22条
定期性総合口座規定	第23条	第23条→第24条

3. 変更日

令和3年7月1日(木)

以上